

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 2月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋付属棟地下2階北側通路にある各サンプポンプ室へ供給している空調ダクトの継ぎ手部(3箇所)において、空気漏えい(非放射性)が認められたため、当該継ぎ手部を点検・修理。	G III	
2	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)海水水抜き時において、後部水室排水弁に詰まりが認められたため、当該排水弁を点検・修理。	G III	
3	4号機	原子炉冷却機能用設備点検工事(海水熱交換器建屋(南側)地下1階)において、工事用に組立てた作業足場と建屋の照明が接近しており、作業の際に照明設備に接触する恐れがあることについて、労働基準監督署より指導を受けたため、是正処置を検討・実施。	G II	